

石川県公報

令和2年7月15日(水曜日)

号 外

(第65号)

目 次

告 示

○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定
(道路整備課) 1○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令
第10条第2項に定める通行方法 (同) 1

告 示

石川県告示第245号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路を次のとおり定める。

令和2年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	249号線	七尾市古府町た部11番1地先から七尾市小島町壱貳部8番10地先まで
県道	松任宇ノ気線	金沢市湊3丁目19番1地先から金沢市粟崎町1丁目42番2地先まで

2 指定する期日

令和2年7月15日

石川県告示第246号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和2年7月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	249号線	七尾市古府町た部11番1地先から七尾市高田町ち部15番3地先まで
県道	松任宇ノ気線	金沢市湊3丁目19番1地先から金沢市粟崎町1丁目42番2地先まで

2 指定する期日

令和2年7月15日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止の有無

無

(2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

無

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、同一の径間の同一の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。